

第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 2 年 5 月 1 8 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上 1 0 名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所

議事録署名者 24 前田 孝幸・7 森 哲也

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 7 号 非農地証明願いについて
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第5回第2農地部会を開会させていただきます。
各位の発言をしてもらうときは、マスク着用のままお願いします。
本日の欠席はなし。出席委員数は10名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
24番 前田 孝幸委員、7番 森 哲也委員、よろしくをお願いします。
それでは、初めに、会長の専決等の報告事項に入らせていただきます。よろしくをお願いします。

事 務 局 それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から10で、合計件数は10件、合計面積は15,932㎡で、その内訳は、田が15,100㎡、畑が832㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから6ページをお願いします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は28,360.91㎡で、その内訳は田が23,391㎡、畑が4,969.91㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

7ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
番号1、貸駐車場用地 でございます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で840㎡でございます。

8ページをお願いいたします。
報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、有限会社 _____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田 138
h a 畑7 h a 合計145 h a。

番号2、有限会社 _____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田 16 h
a 畑9 h a 合計25 h a。

番号3、有限会社 _____、主たる耕作物 茶、耕作面積 畑4 h a 合
計4 h a。

以上件数は3件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入らせていただきます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。
番号1番に関しましては_____委員に関する案件ですので、先に番号1のみを採決、その後、番号2から9の案件について採決したいと思います。
それでは、第1号に対して農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員、一時退室願います。

< 退 室 >

議長 それでは、番号1の説明を事務局、よろしく願います。

事務局 9ページをお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 33, 227. 50㎡、渡人 _____、面積 1, 655㎡、申請地 木造町トヤグロ_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 135㎡。

これにつきましては、受人は、高齢による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものでございます。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。
それでは、番号1について、地元委員のご意見を伺いたしたいと思います。

森委員 7番 森です。5月8日の日に現地調査に行っていました。当日は、私と地元推進委員、久居事務局と行ってまいりました。現場は、JR紀勢本線の線路沿いのところです。_____の当たられるところでして、現場は問題ありませんので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
よろしいですか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、番号1について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号、番号1については許可することを決定したいと思います。 入室をお願いします。
	< 入 室 >
議 長	それでは、番号2から9の説明、よろしくをお願いします。
事 務 局	続きまして、ご説明申し上げます。
	番号2、地区 久居、受人 _____、面積 5, 822 m ² 、渡人 _____、面積 2, 379 m ² 、申請地 戸木町矢碓_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 246 m ² 外1筆、合計面積 2, 379 m ² 。 これにつきましては、受人は、高齢により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。
	番号3、地区 久居、受人 _____、面積 8, 824 m ² 、渡人 _____、面積 7, 669 m ² 、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 178 m ² 。 これにつきましては、受人は、高齢による労力不足のため営農縮小する渡人から、耕作利便のよい申請地を譲り受けるものです。
	番号4、地区 栗葉、受人 _____、面積 403 m ² 、渡人 _____、面積 10, 846. 34 m ² 、申請地 久居一色町羽場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 228 m ² 。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 なお、下限面積につきましては、次の議案第2号 番号1において許可申請がなされているため、合わせて5, 000 m ² を超えるものです。
	番号5、地区 榊原、受人 _____、面積 7, 073 m ² 、渡人 _____、面積 1, 014 m ² 、申請地 榊原町長谷_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 168 m ² 外3筆、合計面積 1, 014 m ² 。 これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。
	番号6、地区 大井、受人 _____ (持分6分の4)、面積 3, 199 m ² 、渡人 _____ (持分6分の1)、面積 4, 066 m ² 、申請地 一志町井関平田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 863 m ² 外1筆、

合計面積 4,066㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 大井、受人 _____ (持分6分の4)、面積 3,199㎡、渡人 亡 _____ (持分6分の1) 相続財産管理人 弁護士 _____、面積 4,066㎡、申請地 一志町井関平田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,863㎡ 外1筆、合計面積 4,066㎡。

これにつきましては、受人は、登記名義人の死亡により、相続財産管理人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 大三、受人 _____、面積 21,885㎡、渡人 _____、面積 907㎡、申請地 白山町二本木中野田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 201㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 丹生俣、受人 _____、面積 16,544㎡、渡人 _____、面積 1,802㎡、申請地 美杉町丹生俣口唐戸_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 548㎡ 外1筆、合計面積 1,344㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、合計件数は9件、合計面積は13,611㎡で、その内訳は、田が10,803㎡、畑が2,808㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、番号2番から9番について、地元委員のご意見をお伺いします。2番、3番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。9日の日に現地確認をしてきました。この2番についてですけど、2番は、_____の西、太陽光のあるすぐ南です。あれは竹やぶの中みたいなものですね。それを自分で耕して無農薬みたいな感じで、全部野菜を作るとい話ですので、これは事務局の説明どおりです。

3番について、これは_____南に約200mぐらいのところ。これも事務局の説明どおりですので、何ら問題はないとは思っています。

議長 ありがとうございます。

4番、5番お願いします。

森委員 7番 森です。4番は、5月8日の日に現地調査へ行ってまいりました。地

元推進委員と久居事務局と行ってきました。現場は、これは_____から南へ300mぐらい行ったところで、以前からあそこらは自然の多い土地でございます。現場のほうは、事務局の説明のとおりで、何の問題もないと思いますので、よろしく願います。

それから、5番については、これも5月8日の日に現地調査へ行ってまいりました。これは、地元推進委員と久居事務局で行ってまいりました。現場のほうは、_____から南へ500mぐらいのところの鉄塔の下まで行ったところですよ。これも事務局説明のとおりで、何の問題もないと思いますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
6番、7番、願います。

宮本委員 14番 宮本です。これは、5月8日の日に私と地元推進委員、それから一志事務局と現地確認をしました。場所は、_____の下の池の下に当たるところです。何も問題はないと思いますので、よろしく願います。6と7は同じです。

議長 ありがとうございます。
8番願います。

中谷委員 16番 中谷です。5月8日の日に私中谷と地元推進委員、白山事務局とで確認をしました。場所は、_____等々がある、ほとんど敷地内と言えるようなところですよ。相手方の要望により営農拡大ということで何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
9番です。

結城委員 18番 結城です。9番について説明をいたします。8日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は高齢で、後継者もいなく、遠方のため、近くで耕作している方がおられるので、その方に譲りたいと。受人は、また飼料作物として牧草を栽培したいということでございます。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
番号2番から9番について、地元委員の説明に対する皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました番号2番から9番について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認めます。よって、番号2番から9番について許可することと決定したいと思います。
続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。
事務局、説明願います。

事 務 局 11ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。
番号1、地区 栗葉、借人 _____、面積 403㎡、貸人 _____、面積 10,808.34㎡、申請地 中村町上見_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,872㎡ 外3筆、合計面積 5,876㎡。
これにつきましては、借人は、貸人から申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は1件、面積は田で5,876㎡でございます。

この案件につきましても、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただいま説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

森 委 員 7番 森です。5月8日の日に地元推進委員と私と久居事務局と現地調査に行っていました。現場は、_____から南へ800mぐらい行ったところ、_____の近くでございます。現場のほうは別に問題はないと思います。事務局の説明のとおりでございます。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 久居一色町羽場_____の一部、台帳地目 畑、現況地目 畑・宅地、面積 267㎡のうち100㎡ 外1筆、合計面積 261㎡。

これにつきましては、申請地を住宅敷地・物置用地・庭用地とするものです。

申請地について、申請人の亡き父が、昭和62年10月頃から隣地と一体利用して現在の用途に利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で261㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。お願いします。

森委員

7番 森です。5月8日の日に現地調査へ行ってきました。地元推進委員と私と久居事務局の3名で行ってきました。現場のほうは、_____から東へ200mほど行ったところでございます。事務局説明のありましたとおり、現在、小屋と庭になっております。以前から、相続される土地をそのまま使っていたということでございます。事務局の説明のとおりでございますので、何も問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さんからのご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

よろしいですか。

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定し

たいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局、説明をよろしく申し上げます。

事務局

13ページから14ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町西羽野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 462㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

申請地は、市街化調整区域であるため、都市計画法第43条の建築許可と同時の転用許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居北口町洗ヶ瀬 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 111㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を看板設置用地とするものです。

申請地について、平成20年頃に砕石敷にした旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 戸木町三丁山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 838㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は273㎡、パネルの設置率は、申請地の実測面積625㎡に対して43.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 戸木町城山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 690㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネルの設置面積は349.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、受人 社会福祉法人 _____ 理事長 _____、渡人 _____、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,951㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を保育所用地とするものです。

なお、都市計画法第29条の開発許可と同時の許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 久居明神町コボレ山 _____、台帳地目・現況地目
とも畑、面積 498㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を直売店
としての店舗兼事務所用地、駐車場用地とするものです。

申請地は、市街化調整区域であるため、都市計画法第43条の建築許可と同
時の転用許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神
町コボレ山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 322㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場
用地とするものです。

番号6と関連する案件であり、直売店の従業員用駐車場として10台分の駐
車スペースを確保する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 牧町西馬場山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 568㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は338㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.5%にな
ります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 久居、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 牧町西馬場山 _____、台帳地目 山林、現況地目
畑、面積 961㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は570.33㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.3%
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 被成年後見人 _____ 成年後見人 _____、申請地 庄田町上出
_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 704㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は427.06㎡、パネルの設置率は、転用面積の60.7%
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 中村町山ノ越 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 112㎡ 外1筆、合計面積 588㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は332.52㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.6%
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町
波瀬会下 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 479㎡ 外1筆、合
計面積 1,206㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は479.22㎡、パネルの設置率は、不整形地であるため
転用面積の39.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 高岡、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町田尻片山 _____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 2,770㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分
譲住宅用地とするものです。

市の開発指導要綱に基づく開発事業に該当するため、5月部会の審議後に、
指導要綱に基づく確認済書の交付と同時の許可となる予定でいます。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号14、地区 倭、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町佐
田大垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,053㎡ 外2筆、
合計面積 1,138.91㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は442.20㎡、パネルの設置率は、不整形地であるため、
転用面積の38.8%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号15、地区 倭、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白山町佐田坊ノ裏 _____、台帳地目・現況地目と
も田、面積 919㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は360.80㎡、パネルの設置率は、不整形地であるため、
転用面積の39.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 下多気、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____
、渡人 _____、申請地 美杉町下多気下之世古 _____、台帳地目・現
況地目とも田、面積 452㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は267.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.1%
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は16件、合計面積は15,178.91㎡、このうち田が9,
068.91㎡、畑が5,149㎡、その他が山林で961㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意
見をお伺いします。1番から9番です。お願いします。

田口委員 6番 田口です。去る8日の日に1番から9番まで現地確認をしてまいりま
した。1番は、地元推進委員と見てまいりました。これは、久居の165号線
の _____ から南へ約500mぐらいのところですか。これも事務局の説明どお
りで、何も問題もございません。

2番について、これは地元推進委員、私と久居事務局で見てまいりました。
これは、 _____ の信号、新しい道を作ったところ、 _____ から約300m
ぐらい行ったところかな、その道のところに看板を上げたいということなので、
これも何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

3番、4番は、場所是一緒です。これも地元推進委員と私と久居事務局で見
てまいりました。 _____ のすぐ東です。詳細については事務局の説明どおり
です。

5番について、これは地元推進委員と見てまいりました。これは久居の中勢
バイパス、 _____ から南へ約300m、 _____ のすぐ北、 _____ の隣で
す。保育園にするということですので、ここは何の問題もないと思います。

それで6番、7番、これも場所是一緒ですので、地元推進委員と見てまいり
ました。これもちょうど _____ のすぐ西でございます。これも問題ないと思
いますのでよろしく。

そして8番、9番、これも一緒のところですので、地元推進委員、私と久居
事務局で _____ の西側300mぐらいのところでございます。これも何ら問
題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

10番、11番、お願いします。

森委員 7番 森です。10番ですが、これは5月8日の日に現地調査に行って、地
元推進委員と私と久居事務局と3人で行ってまいりました。現場は、165号
線の _____ の手前の左側のところでございます。以前からソーラーが増えて

きているところでございます。事務局説明のとおりで、何ら問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

11番です。11番も5月8日に、これは地元推進委員と私と久居事務局の3人で行ってまいりました。現場は、165号線から_____へ入っていく道の左側の_____という工場の隣の土地でございます。これも事務局説明のとおりで、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
12番をお願いします。

宮本委員 14番 宮本です。これは、8日の日に地元推進委員と、それから一志事務局と現地を確認してきました。農地であるかなというぐらい荒れていまして、山林化しておるようなところですよ。何ら問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。
13番をお願いします。

前田委員 24番 前田です。5月8日に会長、私と地元推進委員と事務局の人で現地を確認しました。場所は、____、近鉄の沿線の田んぼでございます。周辺部は住宅地になっております。何ら問題はないかと思っております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
14と15、をお願いします。

中谷委員 16番 中谷です。8日の日に、私中谷と地元推進委員と白山事務局と確認をしてまいりました。場所は、近鉄の_____のすぐ北側でございます。雑草が生い茂っているようなところでしたが、確認に行ったときにはきれいに刈ってありまして、太陽光ぐらいしかないのかなというようなところですよ。

15番ですけども、場所は、14番の西500mぐらいのところですよ。これも近鉄線のすぐ北側になります。ここもずっと雑草が生い茂っていたところですけども、2、3か月前に1か所太陽光になった途端、きれいに刈られておりまして、その一角がまた太陽光発電という形でなっております。何ら問題はないかと思っております。

議長 ありがとうございます。
16番をお願いします。

結城委員 18番 結城です。8日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は申請地を管理することができず、荒らしたまま放っていました。管理は手が回らないという理由でした。

議長 それでは、お諮りさせていただきます。審議していただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、許可することを決定したいと思います。
続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。
事務局、説明願います。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 戸木町池尻 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 883㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に7か月間の賃貸借権を設定し、申請地を工事中仮設事務用地、駐車場用地として一時転用するものです。

同地区内で計画されている _____ の物流施設建設工事に伴う一時転用であり、許可申請前に着工してしまった旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第1種農地であり、原則転用を許可しない農地と位置づけられておりますが、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合」に該当し、不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で883㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

田口委員 6番 田口です。5月8日の日に現地を見てまいりました。これは事務局の説明どおりでございます。場所は _____、 _____ のある北へ約300mぐらいのところ。 _____ の入り口のところでございます。仮設事務所を先に組んで使っていたもので、地元推進委員から、許可もないのにだめではないかという指摘であったと思います。現場はきちっとしてあるみたいですが、あと片づけは片づけで、また確認が必要かなと思います。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見がありましたらお伺いしますが。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。

それでは、お諮りさせていただきます。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

引き続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 新家町己改 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 183㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に60年間の使用貸借を設定し、申請地を分家住宅用地とするものです。

申請地は、市街化調整区域であるため、都市計画法第43条の建築許可と同時の転用許可となります。

なお、昭和63年頃家屋を建築し、利用してきた旨の始末書の提出があり、当該家屋を解体し、新たに住宅を建築する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 久居小野辺町畑山新田 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 387㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を分家住宅用地とするものです。

申請地は、市街化調整区域であるため、都市計画法第43条の建築許可と同時の転用許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は570㎡、このうち田が387㎡、畑が183㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番お願いします。

田口委員 6番 田口です。8日の日に現地を見てまいりました。これも久居事務局と地元推進委員と見てまいりました。

1番は、_____の西約300mぐらいのところ。息子の分家住宅を建てるということです。

そして、2番は、_____の約500mぐらい西にあるかな。2つとも事務局の説明どおりです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第7号 非農地証明願いについてを議題とします。
事務局、お願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。
議案第7号 非農地証明願いについて、でございます。
番号1、地区 久居、願出者 _____、申請地 新家町己改_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 49㎡。
これにつきましては、昭和元年頃より宅地利用し現在に至る旨の申請であり、家屋登記全部事項証明書により、申請地に少なくとも昭和30年以前より家屋が存在することが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、面積は畑で49㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田口委員 6番 田口です。今月8日の日に見てまいりました。地元推進委員と私と久居事務局です。場所は、_____へ約500mぐらいの住宅の中でございます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することに決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で48,846㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,984㎡、契約件数は25件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で70,966㎡、畑の使用貸借で327㎡、契約件数は33件でございます。

白山地区につきましては、田の使用貸借で5,752㎡、契約件数は1件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で10,123㎡、畑の使用貸借で214㎡、契約件数は6件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて135,687㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて5,525㎡、合計契約件数は65件、合計面積は141,212㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区11件、一志地区25件、美杉地区1件で合計37件、合計面積は97,007㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で56.9%、面積で68.7%となっております。

なお、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業へ移行されたものと新規のものとの区別につきましては、今回は、全て農地利用集積円滑化事業から農地利用中間管理事業へ移行されたものになります。

この部会後の事務局連絡にて、改めて説明をいたします。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

説明が終わりましたが、それではご審議をお願いしたいと思います。
いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、
これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
これらの案件につきまして、適正であると認め、市長に進達することにいた
します。
以上で、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありが
とうございます。
これをもちまして、第5回第2農地部会を閉会します。

午後3時13分

上記は、第5回第2農地部会の議事を録したものである。

令和2年5月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____